



Billing System

第26回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年3月24日（火曜日）午後1時

開催場所

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 当社取締役（社外取締役及び非業務
執行取締役を除く）に対する譲渡制
限付株式報酬制度に係る報酬決定の
件

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31
株主総会参考書類	37

ビリングシステム株式会社

株 主 各 位

証券コード：3623

2026年3月9日

(電子提供措置の開始日2026年3月2日)

東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

ビルングシステム株式会社

代表取締役社長 石 塚 昭 浩

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第26回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.billingsystem.co.jp/ir/library/StockholderMtg/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午後1時
-
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
日比谷国際ビル8階
日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
-
3. 目的事項
報告事項 1. 第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 当社取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度
に係る報酬決定の件
-

以上

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきまして、法令及び当社定款第16条の規定に基づき記載しておりません。したがって、ご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年3月24日（火曜日）
午後1時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年3月23日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月23日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 012345678 議決権行使回数 10回

〇〇〇〇株式会社 御中
 ねは、〇〇〇〇株式会社の株主第〇〇〇〇株主総会（議決権行使書を含む）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおりに議決権を行使します。
 〇〇〇〇年 〇月 〇日

議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
議案	議案	議案	議案	議案	議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示のあったものとして取り扱います。

〇〇〇〇株式会社
 100-8233
 千代田区丸の内1丁目4番1号
 代り 太郎

Id:##### K1T-0000001#
 00000000000000000000

インターネットと両面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

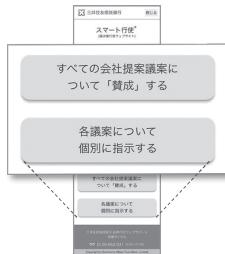
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

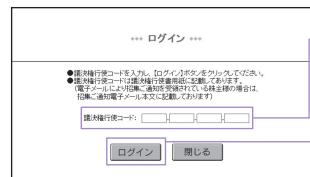
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

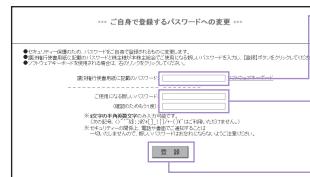
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続、世界経済の減速懸念、国際情勢の不確実性など、先行き不透明な状況で推移しました。

当社の属する決済市場におきましては、政府によるキャッシュレス決済の普及促進や消費者の利便性志向の高まりに加え、人手不足を背景とした省力化・業務効率化の必要性から、事業者側においてもキャッシュレス決済の導入が進展しております。さらに、行政・金融機関によるDXの推進や、税公金および公共料金分野におけるデジタル収納ニーズの拡大を背景に、市場全体は引き続き拡大基調にあります。

このような状況の下、当社グループは、クイック入金サービスや公共料金支払代行サービスなど既存サービスの着実な運営を推進するとともに、スマホ決済サービスPayBやキャッシュレス決済端末事業のさらなる売上拡大に向け取り組んでまいりました。

スマホ決済サービスPayBにつきましては、金融機関との連携強化および利用可能な払込票発行機関（加盟店）の拡大を継続した結果、2025年12月末時点で18,431社・団体にまで広がっております。

また、金融機関向け「ATM PayB」や、キオスク端末と連携した「キオスク PayB」など、多様なチャネルでのサービス展開を進めております。加えて、教育機関向けには、「学費収納管理システム」の多通貨対応など、特定業種向けソリューションの拡充にも取り組んでおります。

さらに、法人向け決済サービス「PayB for Business」の取扱いを開始し、公共料金等支払代行サービスとの並行展開を進めるとともに、外部のDXソリューションや企業向けSaaSサービスとの機能連携を積極的に推進しております。2025年10月には株式会社ジェーシービーと業務提携を行い、同社が中小企業・個人事業主向けに提供している資金管理ポータル「Cashmap」に「PayB for Business」を搭載し、税金や公共料金の支払機能を追加し自社サービスとして提供することが決定しております。

これらの取り組みにより、PayBサービスの更なる利便性向上と利用者の拡大を図るとともに、金融機関や事業会社等に向けて、PayBを活用した業務効率化・改善ソリューションの提供を積極的に推進しております。

キャッシュレス決済端末事業につきましては、受託開発案件において計画外の売上計上があったことから、受託開発売上は期初計画を上回る結果となりました。一方で、JR駅構内のロッカーや駐車場、自動販売機など非対面領域での端末導入は堅調に推移したものの、新型端末「PT-10Pro」の開発が遅延し本格的な販売開始が翌期へずれ込んだことから、端末販売に係る売上高は期初計画を下回りました。

既存サービスでは、クイック入金サービスにおいて円安傾向が継続したものの、社会問題となった証券口座の不正利用急増に伴うインターネット証券取引時の本人認証強化の影響等により取扱件数が鈍化したため期初計画を下回りました。一方、収納代行サービスは取扱件数が好調に推移したため、期初計画を上回る結果となっております。

その他のサービスについても定常売上は概ね期初計画を上回り堅調に推移しましたが、スポット売上については、一部の案件が、翌期へ期ずれした影響により、期初計画を下回る結果となっております。

この結果、利益率の高いクイック入金而定常売上が期初計画を下回ったことや、スポット案件の一部が翌期へ期ずれしたことなどから、営業利益および経常利益はともに期初計画を下回る結果となりました。

なお、新規企画案件に係るソフトウェア開発において、事業開始の目途が立たないことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、当連結会計年度末に減損損失を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、4,546,706千円（前連結会計年度売上高4,218,230千円）、営業利益647,366千円（前連結会計年度営業利益626,111千円）、経常利益651,905千円（前連結会計年度経常利益623,485千円）、親会社株主に帰属する当期純利益408,022千円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純利益406,905千円）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は37,557千円であります。その主なものは、新規事業サービスの開発費用及びキャッシュレス決済端末の開発費用であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第23期 (2022年12月期)	第24期 (2023年12月期)	第25期 (2024年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	3,434,759	3,782,637	4,218,230	4,546,706
経常利益	(千円)	480,082	464,149	623,485	651,905
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	323,041	300,064	406,905	408,022
1株当たり当期純利益	(円)	51.36	47.71	64.70	64.87
総資産	(千円)	15,161,786	21,291,573	25,954,411	30,146,750
純資産	(千円)	2,363,313	2,613,584	2,958,848	3,276,997
1株当たり純資産額	(円)	359.83	397.67	450.36	498.14

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第23期 (2022年12月期)	第24期 (2023年12月期)	第25期 (2024年12月期)	第26期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	3,031,320	3,235,256	3,620,176	3,939,062
経常利益	(千円)	350,672	271,757	462,620	463,220
当期純利益	(千円)	252,045	190,529	320,340	313,023
1株当たり当期純利益	(円)	40.07	30.29	50.93	49.77
総資産	(千円)	10,236,303	16,123,510	19,906,532	22,481,434
純資産	(千円)	2,027,965	2,156,407	2,401,235	2,606,712
1株当たり純資産額	(円)	322.44	342.86	381.79	414.46

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
トランスファーネット株式会社	5,680万円	66.0%	集金事務及び収納事務の代行
F i n G o 株 式 会 社	3,000万円	100.0%	キャッシュレス決済端末関連事業
給 与 賞 与 株 式 会 社	100万円	100.0%	決済支援

4 対処すべき課題

当社グループは、企業の財務活動における決済等の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供しております。

資金の回収業務につきましては、オンライン証券、外国為替証拠金取引会社等へクイック入金サービスを、また損害保険会社等に対し保険料等の回収業務を収納代行サービスとして提供する既存サービスに加えて、払込票での支払いをスマホを利用して即座に自身の銀行口座より決済できるスマホ決済サービスPayBや、中国人観光客が利用している「WeChat Pay」「Alipay+」に加え日本国内で普及している様々なスマホ決済をワンストップでご提供するスマホマルチ決済サービス、また自動販売機・自動精算機・券売機等、様々なカテゴリーの機器に取り付け可能なキャッシュレス決済端末販売事業等のサービスを展開しております。その他、資金の支払業務につきましては、事業会社及び金融会社等に対し、送金サポートサービスを提供しております。また、資金の回収業務や支払業務において得られたデータを活用したファイナンス取次業務を行っており、これら決済に関連する多岐にわたるサービスの提供が当社グループの特色でもあります。

しかしながら、クイック入金サービスを除き、それぞれのマーケットへの普及率は未だ不十分であり、限定的範囲での対応に留まっているため、以下の点を主要課題として認識するとともに、これまで以上の成長を目指し、事業価値の向上を推進してまいります。

① 人材の確保と教育

当社グループは、クイック入金サービスや収納代行サービスなどの既存サービスをはじめとして、スマホ決済サービスPayBやスマホマルチ決済サービス、また、キャッシュレス決済端末の販売などのサービスを開発し提供するなど積極的な事業拡大を図っております。

それに伴い、営業人員をはじめとした人員確保が急務になっており、今後とも継続して採用の強化、また採用後の教育を実施することで、組織全体の底上げを図り、顧客・サービスに柔軟に対応できる対応力の高い組織を目指してまいります。

② アライアンスの強化

当社グループは、資金業務の効率化や地方拠点からの資金の集中等、物販を伴わない資金移動を行うサービスを提供できることに強みがあり、このようなサービスは多くの一般事業会社でもニーズが高く、大きなマーケットが見込めると考えております。一方、サービスをパッケージ化し自力で広く営業展開を図るには、現在の会社規模では難しく、拡販について十分に対応できているとは言えない状況です。

当社グループのより一層の成長のため、今後とも継続して社内の営業人員の確保・育成とともに、営業代行会社等とのアライアンスを強化することで営業力強化を図り、積極的でスピード感のある営業展開を行ってまいります。

③ システム増強

決済サービスは一種の社会インフラでもあり、高度なセキュリティと信頼性の高い安定したシステム運用が求められます。インターネットを取り巻く技術革新は日進月歩であり、当社グループは、今後とも継続して新しい技術を積極的に取り入れ、引き続き質の高い運用環境を維持するとともに、事業拡大に対応した運用要員の確保等に注力してまいります。

④ 事業開発力の強化

売上強化のためには、既存のビジネスを着実に発展させることはもとより、顧客ニーズの変化・社会の要請に合わせた新規サービスをタイムリーに開発することが重要です。

スマホ決済サービスPayBやスマホマルチ決済サービス、キャッシュレス決済端末の提供などのサービスの開発・提供を行っておりますが、引き続き、社会の変化を常に意識し、新しいサービスを開発することで積極的な事業拡大を図ってまいります。

⑤ 中期経営計画の推進・実行

当社グループは、2025年12月期から2027年12月期の3カ年を対象とする中期経営計画を策定し、2024年12月に公表しました。「国内決済基盤の拡充」に向けて、「お客様の決済業務の効率化を図るとともに、決済の安全性・利便性を提供する」を、3カ年の経営テーマとして掲げ、以下に取り組んでまいります。

(1) 事業戦略

決済基盤を活用したサービス及び顧客基盤の強化・拡大・創造を目指し、既存サービス及びパートナー企業とのアライアンスの拡大・強化や、教育・医療等の特定業種向けソリューションの構築・推進とともに、「PayB」の法人向けサービスや、ペーパーレス請求・決済サービスをはじめ、新たな商品・サービスの開発にも注力してまいります。

(2) 経営基盤強化戦略

事業戦略を支える経営基盤戦略として、人材、財務、広報・IRの強化を図ってまいります。

なお、本中期経営計画（2025年12月期～2027年12月期）においては、決済件数および取扱高の拡大を背景に、売上高の年率10～15%程度（数年平均）の成長を目指しております。また、取扱規模の拡大によるスケール効果や売上ミックスの改善、ストック型収益比率の上昇を通じて収益性の向上を図ってまいります。株主還元につきましては、安定配当を前提としつつ、財政状況や株価水準を踏まえた規律ある株主還元および資本政策を継続してまいります。

以上の方針のもと、2027年12月期には、連結売上高66億円、連結経常利益12億円、連結自己資本利益率（ROE）20%超の実現及び配当性向35%の継続実施を目指してまいります。

中期経営計画の実現に向けて、これらの事業戦略及び経営基盤強化戦略を着実に推進・実行していくことが、今後の重要な課題と認識しております。

5 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	主要サービス
決済支援事業	クイック入金サービス、収納代行サービス、支払サポートサービス

6 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

名称	所在地
当 社	本社：東京都千代田区
トランスファーネット株式会社	本社：東京都千代田区
F i n G o 株式会社	本社：東京都千代田区
給与賞与株式会社	本社：東京都千代田区

7 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
決 済 支 援 事 業	97名	4名増
フ ァ イ ナ ン ス 支 援 事 業		
そ の 他 事 業		
全 社 (共 通)		
合 計	97名	4名増

(注) 当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の使用人が複数の事業に従事しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名	5名増	38.4歳	6.4年

8 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

1 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,324,800株
- ② 発行済株式の総数 6,564,400株 (自己株式275,020 株を含む。)
- ③ 株主数 3,844名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T - S K Y	598,800株	9.52%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT	441,600株	7.02%
株 式 会 社 N T T デ - タ	440,000株	7.00%
住 原 智 彦	233,600株	3.71%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	214,700株	3.41%
宗 教 法 人 宗 三 寺	168,000株	2.67%
江 田 敏 彦	163,100株	2.59%
野 村 證 券 株 式 会 社	141,413株	2.25%
株 式 会 社 S B I 証 券	132,797株	2.11%
BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED-CLIENTS' ACCOUNT	107,900株	1.72%

(注) 当社は、自己株式275,020 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 会社の新株予約権等に関する事項

- 1 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	江田敏彦	トランスファーネット株式会社取締役 FinGo株式会社代表取締役
代表取締役	石塚昭浩	FinGo株式会社取締役
取締役	木幡徹	営業本部長兼業務本部長
取締役	長谷川毅	管理本部長 トランスファーネット株式会社取締役 給与賞与株式会社代表取締役
取締役	艾力江買買提	
取締役	住原智彦	
取締役	安孫子和司	株式会社NTTデータフロンティア取締役執行役員
取締役	木崎重雄	キザキ・エンタープライズ株式会社代表取締役 株式会社DTS社外取締役
常勤監査役	大林幹司	
監査役	山田啓介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機合成薬品工業株式会社社外取締役（監査等委員） 有限会社山田殖産取締役
監査役	中谷浩一	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役安孫子和司氏及び木崎重雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大林幹司氏、山田啓介氏及び中谷浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役安孫子和司氏、木崎重雄氏及び監査役山田啓介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中谷浩一氏は、2025年12月末で桃尾・松尾・難波法律事務所を退所し、2026年1月1日より、森&パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が補填されることとなります。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬は、2008年3月26日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する取締役会決議に基づき、取締役会で決定しております。

同決議に基づき、代表取締役社長石塚昭浩が取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任を受けるものとし、その委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して、役員の役職位、経営能力、功績などを考慮し基本報酬を定めることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、当社役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、2024年8月28日開催の取締役会において、任意の報酬委員会を設置しました。これにより、2025年度以降の取締役の個人別の報酬等については、報酬委員会にて審議を行い、取締役会は報酬委員会の答申内容が最大限尊重されていること、及び取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

また、当社では株式累積投資制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長に取り組んでおります。なお、現在の取締役に対しては、業績連動型報酬は導入しておりませんが、当社に最適な報酬制度のあり方について、検討を進め、2026年度より業績連動報酬を導入する予定です。

(参考情報) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の改定について
当社の取締役の報酬額は、2008年3月26日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内（使用人給与分は含まない）と決議いただいております。

また、本株主総会において第2号議案「取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」として、譲渡制限付株式報酬制度の導入と、その報酬として支給される金銭報酬債権の総額を、上記の報酬枠（年額150,000千円以内）とは別枠で年額30,000千円以内とすることを決議予定であります。

なお、同株主総会において上記議案が承認可決された場合には、同株主総会後に開催する当社取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を改定する予定です。

改定後の決定方針の内容の概要等は以下のとおりであります。

- ・基本方針

当社の役員報酬は、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資することを目的として設計する。

- ・報酬の決定

取締役の報酬は、株主総会の決議による総枠の範囲内で、当会社の業績、他社の役員報酬水準、当社従業員給与水準、各取締役の職責、貢献度等その他を総合的に勘案して、毎期、報酬委員会事務局が個別報酬額に関する原案を作成する。その原案について、報酬委員会の審議及び答申を経て、取締役会の承認を得るものとする。

- ・役員報酬の考え方

取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）については、「固定報酬」「業績連動報酬（金銭）」「株式報酬」の3区分から構成し、社外取締役、非業務執行取締役及び監査役については、独立性の観点から固定報酬のみで構成する。

- ・報酬区分ごとの考え方

- ①固定報酬

地位、職責、従業員給与水準、他社の役員報酬水準などを総合的に勘案し、適切な水準を設定する。

- ②業績連動報酬（金銭）

短期的な業績成果を適切に反映し、取締役の成果創出に対するインセンティブとして、業績指標及び算定方法に基づき支給する。

- ③株式報酬

株主と経営陣の利害を一致させるとともに、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与する目的で、固定報酬を基礎とし、当社の業績や株価動向を踏まえて付与内容を設定する。

- ④ガバナンス

報酬の決定にあたっては、透明性・公平性・客観性を確保するため、報酬委員会における審議・意見を最大限尊重し、取締役会において最終決定を行う。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	概 要		
取 締 役	8名	114,765千円	うち社外取締役	1名	5,400千円
監 査 役	3名	23,040千円	うち社外監査役	3名	23,040千円
合 計	11名	137,805千円			

(注) 1. 2008年3月26日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与分は含まず）は、次のとおりです。

取締役年額 150,000千円、監査役年額 60,000千円

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（社外取締役1名）、監査役の員数は3名（社外監査役2名）であります。

2. 期末現在、社外取締役1名については、報酬を支払っておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職先及び兼職の内容
取 締 役	安孫子 和 司	株式会社NTTデータフロンティア取締役執行役員
取 締 役	木 崎 重 雄	キザキ・エンタープライズ株式会社代表取締役 株式会社DTS社外取締役
常 勤 監 査 役	大 林 幹 司	
監 査 役	山 田 啓 介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機合成薬品工業株式会社社外取締役（監査等委員） 有限会社山田殖産取締役
監 査 役	中 谷 浩 一	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士

(注) 監査役中谷浩一氏は、2025年12月末で桃尾・松尾・難波法律事務所を退所し、2026年1月1日より、森&パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士に就任しております。なお、監査役中谷浩一氏が2025年12月末まで兼務していた桃尾・松尾・難波法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。その他、上記の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	安孫子 和 司	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席しており、金融システムの開発など豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	木 崎 重 雄	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席しており、企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大 林 幹 司	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会12回すべてに出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山 田 啓 介	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会12回すべてに出席しており、公認会計士として会計の専門的見地より適宜必要な発言を行っております。
監査役	中 谷 浩 一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会12回のうち11回出席しており、弁護士として法律の専門的見地より適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	太陽有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,360千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	24,360千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

ロ. 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任並びに後任会計監査人の選任を、取締役を通じ、株主総会の目的とすることといたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び不再任並びに選任の理由を、株主総会において報告いたします。

ハ. 監査役会は、当社に対する多面的評価の体制を一層充実し、内部統制をより実効性のあるものとする目的で、上記ロ. 記載の理由の有無にかかわらず、前年度の会計監査人において特段の職務執行に関する支障がなかったとしても、次年度の会計監査人を他の監査法人と交替することを可能とし、その必要があると判断した場合は、会計監査人の不再任及び後任会計監査人の選任を、取締役を通じ、株主総会の目的とすることといたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び不再任並びに選任の理由を、株主総会において報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を含む社内規程を遵守し、企業倫理を認識し社会的責任を果たすために、コンプライアンスポリシーを定め定期的な研修を通じ周知徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書の作成、保存及び廃棄を規定した文書管理規程に則り、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により保存、管理を行い、取締役、監査役からの要請があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

決済の取次という当社の基本業務において、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保が最も重要と認識し、情報セキュリティ関連規程を整備するとともに情報セキュリティ委員会を設置し、運用状況のモニタリングを行う。また、社内CSIRTを設置し、セキュリティインシデントの抑止策・体制の強化、及び発生後の対処の適正化・迅速化を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の協議・決定を行う機関として経営会議を設置する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に則り、経営等に関する事項につき当社経営会議等に報告を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の基本業務に徴し、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保、製品の品質管理、仕入先管理が重要と認識し、当社の関連規程を準用し、運用状況のモニタリングを行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社管理規程に則り、重要事項は事前に協議を行うこと等により、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役及び監査部門による監査、内部統制の整備・運用状況の評価等により業務の適正性を検証する。

⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な人員を配置する。

⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

前号の使用人に対する指揮命令は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

⑧ **当社の監査役への報告に関する体制**

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、取締役会、経営会議、その他社内的重要な会議において、適宜職務執行状況を監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の監査等を通じて子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切に当社の監査役に報告する。また、当社の監査役より業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切に報告する。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
内部通報制度を準用し、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑩ **当社の監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

⑪ **その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、当社の重要な会議への出席、各部責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な会合を通じて情報意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査部による監査を実施し、監査結果を取締役会において10回、代表取締役より報告しました。

取締役及び使用人を対象に、コンプライアンス教育を実施しました。

監査役会により代表取締役面談を3回実施しました。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び資料は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ関連規程の改定を行い、情報セキュリティ委員会を4回開催しました。またISMS監査、個人情報保護監査をそれぞれ1回実施しました。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会からの業務執行の委任を受けた経営会議を50回開催しました。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に則り、当社役員又は経営会議に適切に報告がなされました。

当社役員が子会社の役員を兼務することにより、情報を共有しました。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の関連規程が準用され、子会社の基本業務が適切に管理されていることを確認しました。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社管理規程に則り、重要事項については事前に取締役会において協議を行うことにより、子会社取締役の職務執行の効率性を確認しました。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役により、子会社社長及び子会社取締役へのヒアリング等を通じて監査を実施しました。

-
- ⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役は当該使用人としての内部監査部長より、毎月内部監査の報告を受け、また、監査役監査運用に関する意見交換を適時行いました。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
「監査役監査基準」に沿い補助使用人に対する指揮命令権を有すること、人事異動、人事考課、懲戒等に対する同意権を有することを明確にし、運用しました。
- ⑧ **当社の監査役への報告に関する体制**
イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役は当社の取締役会、経営会議、その他主要会議に出席しました。
ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役は主な使用人との面談を実施しました。
- ⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
内部通報制度を準用し、当社は報告者に対する保護を保証しています。
- ⑩ **当社の監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。
- ⑪ **その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役は、会計監査人との会合を7回開催し、情報交換しました。

6 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案し、安定性の上に業績連動を加味した株主還元を実施することを基本方針としております。具体的には、連結配当性向35%を基準としつつ、短期的な利益変動の大きな局面においても連結株主資本配当率（DOE）3%を目安として配当を行うことにいたします。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、毎事業年度における配当は、期末と中間の2回行うことができることとしております。

これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

当期の期末配当につきましては、今後も引き続き企業価値の向上に努める所存ですが、同時に当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として、上記方針のもと、25円80銭の配当をご承認いただく予定です。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	29,740,015	流動負債	26,828,374
現金及び預金	27,819,879	買掛金	280,394
売掛金	536,765	未払金	42,835
商品	74,117	未払法人税等	102,898
仕掛品	25,475	未払消費税等	42,292
その他	1,283,777	預り金	26,190,574
		その他	169,378
固定資産	406,734	固定負債	41,377
有形固定資産	87,098	資産除去債務	32,895
建物附属設備	71,750	その他	8,482
器具備品	15,348		
無形固定資産	89,351	負債合計	26,869,752
ソフトウェア	89,351		
投資その他の資産	230,284	純資産の部	
投資有価証券	50,374	株主資本	3,099,000
繰延税金資産	58,452	資本金	1,237,988
その他	123,585	資本剰余金	83,900
貸倒引当金	△2,127	利益剰余金	1,926,042
		自己株式	△148,930
資産合計	30,146,750	その他の包括利益累計額	33,963
		その他有価証券評価差額金	33,963
		非支配株主持分	144,033
		純資産合計	3,276,997
		負債純資産合計	30,146,750

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,546,706
売上原価		2,925,898
売上総利益		1,620,808
販売費及び一般管理費		973,441
営業利益		647,366
営業外収益		
受取利息	16,322	
受取手数料	240	
為替差益	425	
未払配当金除斥益	187	
預り金精算益	116	
その他	337	17,629
営業外費用		
支払利息	7,442	
雑損失	5,648	13,090
経常利益		651,905
特別損失		
減損損失	50,231	
固定資産除却損	823	51,054
税金等調整前当期純利益		600,851
法人税、住民税及び事業税	198,710	
法人税等調整額	△30,155	168,554
当期純利益		432,296
非支配株主に帰属する当期純利益		24,274
親会社株主に帰属する当期純利益		408,022

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日 残高	1,237,988	83,900	1,659,530	△148,930	2,832,489
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△141,511		△141,511
親会社株主に帰属する 当期純利益			408,022		408,022
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	266,511	－	266,511
2025年12月31日 残高	1,237,988	83,900	1,926,042	△148,930	3,099,000

	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
2025年1月1日 残高	－	－	126,359	2,958,848
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△6,600	△148,111
親会社株主に帰属する 当期純利益				408,022
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	33,963	33,963	24,274	58,238
連結会計年度中の変動額合計	33,963	33,963	17,674	318,149
2025年12月31日 残高	33,963	33,963	144,033	3,276,997

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,082,011	流動負債	19,833,344
現金及び預金	20,340,679	買掛金	291,867
売掛金	436,609	未払金	41,047
商品	232	未払費用	92,250
仕掛品	21,126	未払法人税等	56,625
前払費用	84,096	預り金	19,261,523
立替金	1,197,295	前受収益	51,389
その他	1,970	未払消費税等	36,845
固定資産	399,423	その他	1,796
有形固定資産	82,788	固定負債	41,377
建物附属設備	67,799	長期前受収益	8,482
器具備品	14,989	資産除去債務	32,895
無形固定資産	22,081	負債合計	19,874,722
ソフトウェア	22,081	純資産の部	
投資その他の資産	294,553	株主資本	2,572,748
投資有価証券	49,374	資本金	1,237,988
関係会社株式	90,185	資本剰余金	83,900
長期前払費用	7,153	資本準備金	83,900
敷金	96,654	利益剰余金	1,399,790
破産更生債権等	2,127	利益準備金	71,269
繰延税金資産	46,012	その他利益剰余金	1,328,521
その他	5,173	繰越利益剰余金	1,328,521
貸倒引当金	△2,127	自己株式	△148,930
資産合計	22,481,434	評価・換算差額等	33,963
		その他有価証券評価差額金	33,963
		純資産合計	2,606,712
		負債純資産合計	22,481,434

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,939,062
売上原価		2,607,406
売上総利益		1,331,656
販売費及び一般管理費		880,263
営業利益		451,392
営業外収益		
受取利息	10,896	
受取配当金	12,840	
受取手数料	240	
為替差益	425	
未払配当金除斥益	187	
その他	328	24,918
営業外費用		
支払利息	7,442	
雑損失	5,648	13,090
経常利益		463,220
特別損失		
減損損失	50,231	50,231
税引前当期純利益		412,989
法人税、住民税及び事業税	126,196	
法人税等調整額	△26,231	99,965
当期純利益		313,023

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2025年1月1日 残高	1,237,988	83,900	83,900	57,117	1,171,159	1,228,277
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△141,511	△141,511
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				14,151	△14,151	－
当期純利益					313,023	313,023
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	14,151	157,361	171,512
2025年12月31日 残高	1,237,988	83,900	83,900	71,269	1,328,521	1,399,790

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
2025年1月1日 残高	△148,930	2,401,235	－	－	2,401,235
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△141,511	－	－	△141,511
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		－	－	－	－
当期純利益		313,023	－	－	313,023
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	－	－	33,963	33,963	33,963
事業年度中の変動額合計	－	171,512	33,963	33,963	205,476
2025年12月31日 残高	△148,930	2,572,748	33,963	33,963	2,606,712

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

ピリングシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠 田 友 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピリングシステム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピリングシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

ピリングシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠 田 友 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピリングシステム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

ビリングシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外) 大 林 幹 司 ㊟
監 査 役 (社外) 山 田 啓 介 ㊟
監 査 役 (社外) 中 谷 浩 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識しており、利益分配につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案し、安定性の上に業績連動を加味した株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針の下、当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり 金25.80円 配当総額 金162,266,004円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月25日

第2号議案 当社取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬等の額は、2008年3月26日開催の第8回定時株主総会において、年額150,000千円以内としてご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することとしたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、当社に対する金銭報酬債権とし、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額30,000千円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これによる発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年25,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

なお、本株主総会の開催日時点における本制度の対象取締役の員数は3名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度は、上記のとおり、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであり、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

【本制度の内容】

1.本制度の概要

本制度は対象取締役にに対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

2.本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受ける当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）の交付日から、当社若しくは当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により、又は死亡により、役務提供期間の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間の満了前に、死亡又は当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を喪失した場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する金融商品取引業者に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めに関わらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。この場合、当社は、当該譲渡制限の解除の直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告14ページに記載のとおりであります。本議案の承認可決を前提として、本議案に即した形で当該方針を改定し、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、改定後の当該方針に沿う必要かつ合理的な内容で行います。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル8階
TEL 03-5157-5039



交通のご案内

東京メトロ 千代田線、日比谷線、丸ノ内線 霞ヶ関駅 C3・C4出口方面 地下ネットワークにて地下1階に直結
都営地下鉄 都営三田線 内幸町駅 A6出口方面 地下ネットワークにて地下2階に直結
※会場での駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
※丸ノ内線霞ヶ関駅 A1 出口、千代田線霞ヶ関駅 A11b 出口、都営三田線内幸町駅 A8 出口はバリアフリー推奨ルートとなります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。